

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年8月21日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
3番	中島弘道君	4番	青木敬博君
5番	井戸清司君	6番	浅田良弘君

○出席議員 7名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	杉本憲也君	〃	篠原峰子君
〃	杉本一彦君		

○オブザーバー 3名

議員	石島茂雄君	議員	四宮和彦君
〃	重岡秀子君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡勝	局長補佐	中井智実
係長	福王雅士	主査	野田昌伸
主事	野中みず季		

○会議に付した事件

- 1 市議会申し合わせ事項の一部改正について
- 2 市議会9月定例会の運営について
 - (1) 議案の付託、即決について
 - (2) 請願、陳情の取扱いについて
 - (3) 決算大綱質疑について
 - (4) 会期及び日程について
 - (5) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について
 - (6) その他
- 3 その他
 - (1) 令和4年度議会費等決算の概要について
 - (2) 記念撮影について

(3) 改選後の議会日程等について

(4) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを議題とする。事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）初めに、改正の趣旨について申し上げる。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

第14項目において、大規模地震発生時等の正副議長及び事務局長の対応を規定しているが、当該規定については事務局長が、地震発生時等に市災害対策本部員にならない課長職であったことを前提として規定されており、現在、部長職として災害対策本部員となることから、その状況を踏まえ、申し合わせ事項の一部を改正するものである。

次に、改正の概要について説明する。第14項目第2号ア(ア)を、「議長及び副議長は、震度5弱以上の地震が発生し市災害対策本部が設置された場合には、必要に応じ事務局長の連絡に基づき登庁し、災害対策本部から得た情報等を議員へ情報提供するとともに、議員から得られた情報等を災害対策本部へ提供する。」に改める。

また、第14項目第2号イ及びウ中、「地震が発生した日」を「地震が発生し災害対策本部が設置された場合は、当該地震発生の日」に、それぞれ改める。説明は以上である。

○委員長（青木敬博君）市議会申し合わせ事項の一部改正について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

市議会申し合わせ事項の一部改正については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、市議会9月定例会の運営についてを議題とする。本議題については、まず、(1) 議案の付託、即決についてから、(3) 決算大綱質疑についてまでを協議・決定し、それを踏まえ、(4) 会期及び日程についてを協議・決定していきたいと思う。それで

は、(1)から(3)まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をする。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の3ページから7ページまでをご覧願う。提出議案については、報告1件、条例6件、単行議案2件、補正予算3件及び各会計決算10件の合計22件である。

最初に、報告1件について申し上げる。市報第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計の資金不足比率を報告するものである。本件については、報告であることから質疑のみとなる。

次に、条例6件について申し上げる。まず、市議第6号 伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、利用者証明用電子証明書を移動端末設備に搭載することが可能となったことから、伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例における多機能端末機による証明書の交付申請について、移動端末設備を利用する方法を追加するとともに、併せて用語の整理を行うもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第7号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による、伊東市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、引用する本条例のうち、育児短時間勤務職員についての給与条例の特例部分に係る読替規定を整理するとともに、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例部分に係る読替規定についても併せて整理するもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第8号 伊東市競輪事業収益金活用基金条例は、一般会計における競輪事業特別会計からの繰入金、いわゆる収益事業収入について、これまで以上にその使途を明確にするとともに、繰入年度だけでなく、複数年次において有効的に活用していくに当たり、新たに基金を設置するための条例を整備するもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第9号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例中、引用部分について整理する

とともに、併せて用語の整理を行うもので、令和5年9月16日からの施行となる。ただし、用語の整理は公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第10号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、厚生労働省所管事務の一部が子ども家庭庁へ移管されることにより、所管大臣が変更となることから、本条例中、保育の内容に関する部分において、「厚生労働大臣」とあるのを「内閣総理大臣」に改めるもので、公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第11号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、子ども家庭庁成育局長通知、「放課後児童健全育成事業」の実施について」の施行により、放課後児童支援員とみなすことができる者の要件が緩和されたことに伴い、本条例中、引用部分について整理するとともに、併せて設備の基準について、現状に鑑み、経過措置の延長等所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となる。ただし、経過措置の延長は令和6年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案2件について申し上げる。まず、市議第12号 令和4年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金8,117万4,865円の全てを減債積立金へ積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、本案については下水道事業会計決算との関連があるので、質疑は決算大綱質疑において行うこととし、常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の市議第13号 令和4年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金3,598万8,068円の全てを資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、本案についても、水道事業会計決算との関連があるので、質疑は、決算大綱質疑において行うこととし、常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、補正予算3件について申し上げる。市議第14号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第3号）である。補正予算の規模は、7億5,587万3,000円の追加で、補正後の予算規模を303億3,957万9,000円とするものである。

歳出款別に主な補正内容を申し上げると、総務費では、自治会等支援事業における町内会館建設への補助金や、市内で実施する会員制コワーキングスペース利用者向けのサテライトオフ

イス体験事業への負担金の追加のほか、財政調整基金、公共施設総合管理基金への積立金をそれぞれ増額している。

民生費では、主に障害者自立支援事業のほか、児童福祉費や生活保護費などにおいて、令和4年度事業費の確定に伴い国庫支出金及び県支出金の返還金を計上している。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業をはじめ、母子保健事業や予防接種事業などにおいて、令和4年度事業費の確定に伴い国庫支出金及び県支出金の返還金を計上しているほか、クリーンセンター管理費において、汚泥脱水機の修繕工事費を追加している。

農林水産業費では、いとう漁業協同組合が実施する伊東港静海地区における、大型船舶用船台整備事業に対する補助金の計上を、観光商工費では、地域活性化の取組に関する専門家を招聘し、シティプロモーション推進に寄与する人材育成事業を実施するための委託料の追加と、不足が見込まれる住宅リフォーム振興事業補助金の増額を計上している。

土木費では、急傾斜地崩壊対策事業における新たな指定促進のための調査委託料などの計上を、消防費では、自主防災会へ配備する防災資機材の購入経費の増額や、市庁舎敷地内に設置するマンホールトイレの保管用倉庫などの購入経費の追加を計上している。

教育費では、中学校の部活動指導外部委託に係る経費をはじめ、北里柴三郎氏の記念碑建立に併せ、ゆかりのあるノーベル生理学・医学賞を受賞した大村智氏を招聘して、講演会を開催するための経費のほか、旧伊東高校及び伊東高校城ヶ崎分校の校庭や体育館を、市内スポーツ団体等が利用できるよう管理するための経費などを計上している。

災害復旧費では、6月に発生した鎌田地区における市道災害復旧に係る経費を計上している。

これらの歳出を賄う歳入として、国県の補助金や前年度繰越金を追加するとともに、令和4年度決算の状況から、ふるさと伊東応援基金繰入金を増額計上して、財源の振替をしている。また、指定ごみ袋製造運搬委託業務や庁用自動車等購入など、追加5件、変更1件、計6件の債務負担行為の設定を行うこととしている。

なお、本会議における質疑については、4つに区分し、1つ目として歳出第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、2つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費、第8款土木費、第9款消防費、3つ目として第10款教育費、第11款災害復旧費、第14款予備費、4つ目として歳入全般、債務負担行為の補正、以上4つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会への分割付託とさせていただきたいと存ずる。

次に、市議第15号 令和5年度伊東市土地取得特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、1,352万6,000円の追加で、補正後の予算規模を3,942万6,000円とするもので、補正の内容は、歳出において、伊東駅周辺地区整備事業における計画区域内の土地の一部について、地権者と調整ができたことから、公共用地先行取得費の追加計上

とともに提出された。伊東市新図書館建設事業について、計画を一度中断して事業内容をゼロベースから見直すことを求めるものである。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

なお、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長とご協議の上、ご決定いただくこととなるので、申し添える。

次に、(3) 決算大綱質疑についてである。申合せにより、決算概要説明及び決算に係る議案に対して、会派及び会派に所属していない議員により決算大綱質疑をお願いする。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、2人会派に会派として5分を、会派に所属していない議員それぞれに5分を上乗せして、通告に基づきお願いする。なお、決算大綱質疑の通告期限は、先ほども申し上げたとおり、8月23日(水)の正午までとなる。

決算大綱質疑の順序については、これまでの例により、まず、5人会派の正風クラブ、次に、3人会派については、ローテーションに基づき、自民・維新の会、公明党の順となる。続く2人会派については、清友会、日本共産党、無党派 颯の順とし、最後に、会派に所属していない議員となる。

従って、決算大綱質疑の順序を改めて申し上げると、1番目正風クラブ、2番目自民・維新の会、3番目公明党、4番目清友会、5番目日本共産党、6番目無党派 颯、7番目及び8番目は会派に所属していない議員の順となり、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。

なお、蛇足ながら、今9月定例会は改選直前であるので、これまでの例により、一般質問は実施されないことをご承知おきいただきたいと存ずる。説明は以上である。

○委員長(青木敬博君) まず、(1) 議案の付託、即決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 請願、陳情の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 決算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、決算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（佐藤 周君）行う。

○2番（長沢 正君）行う。

○3番（中島弘道君）行う。

○5番（井戸清司君）行う。

○6番（浅田良弘君）行う。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党と四宮議員が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大6会派及び会派に所属していない議員1人ということで調整し、決定させていただきたい。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）決算大綱質疑の発言の順序について申し上げる。第1日目、1番目正風クラブ100分、2番目自民・維新の会60分、3番目公明党60分、第2日目、1番目清友会45分、2番目日本共産党45分、3番目無党派 颯45分、4番目会派に所属していない議員25分となる。

なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質疑者の開始時間は変えないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いします。

○委員長（青木敬博君）決算大綱質疑については、決算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりでお願いします。以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、8月23日（水）の正午までとしているので、ご留意願う。

次に、(4) 会期及び日程についてから(6) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(4) 会期及び日程についてである。資料9ページ及び10ページをご覧ください。会期は、8月28日（月）から9月8日（金）までの12日間の提案である。日を追って申し上げる。8月28日（月）開会、会期の決定、決算10件及び決算と関連のある市議第12号及び第13号に対する決算大綱質疑を実施し、翌29日（火）は決算大綱質疑

の2日目とし、決算大綱質疑の終了後、一括議題とした決算10件並びに市議第12号及び第13号の委員会付託をお願いする。改選直前となる今定例会では、一般質問を実施しないので、30日（水）は議案審議とし、報告1件の後、条例6件、補正予算3件の所管常任委員会への付託をお願いしたいと存ずる。31日（木）は常任観光建設委員会を第2委員会室において、常任福祉文教委員会を第1委員会室において同時開催を、9月1日（金）は、常任総務委員会を第2委員会室でお願いする。2日（土）及び3日（日）は休会、4日（月）から6日（水）までを本会議なし、7日（木）に議会運営委員会、8日（金）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定をお願いする案である。

次に、(5) 市議会採択の請願、陳情の処理状況については、告示に際し、議案とともにお手元に配付されているので、ご確認のほどお願いする。

最後に、(6) その他について事務局からは、特になし。以上である。

○委員長（青木敬博君）まず、(4) 会期及び日程について、質疑・意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

市議会採択の請願、陳情の処理状況については、説明のとおり承知願う。

次に、(6) その他について、事務局からはないとのことであるが、市議会9月定例会の運営について、委員から何かあったら、質疑・意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、市議会9月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。(1) 令和4年度議会費等決算の概要についてから、(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）その他について申し上げます。まず、(1) 令和4年度議会費等決算の概要についてである。

最初に、歳出について説明する。資料12ページ及び13ページをご覧願う。

歳出は、事務局職員の人件費と議会関係費の2つの事業を総括した決算状況になっている。

節ごとに説明する。1節報酬は、8,340万円で議員19人の報酬である。2節給料2,399万4,900円は、事務局職員6人分の給料である。3節職員手当等4,568万5,849円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当に要した経費である。4節共済費3,398万8,205円は、議員の共済給付負担金等と事務局職員の共済組合負担金等である。5節災害補償費は支出がなかった。

7節報償費5,000円は、視覚障害者への情報提供として行っている議会報の音訳に係る音訳サークルへの謝礼品代である。なお、令和4年度においても議員研修会の開催を見送ったため、講師謝礼の支出はなかった。8節旅費357万3,025円のうち、費用弁償296万207円は、各種議長会、議員行政視察及び議員調査活動の旅費等に係る経費であり、普通旅費59万1,838円は、各種議長会や議員行政視察の随行等に係る事務局職員の旅費で、研修旅費2万980円は、事務局職員を対象とした全国市議会議長会主催の研修会等に要した旅費である。9節交際費22万1,891円は、議会が対外的な活動を行うために必要な経費として、諸行事において贈呈する議長賞の記念品購入代、各種団体の総会等出席に伴う負担金や協賛金、また、慶弔費に支出した。

10節需用費249万3,277円は、官報、新聞、雑誌等購読料、法規等追録代、プリンターのトナー代等の消耗品費、議長車の燃料費、来客用煎茶等の食糧費、議会だより等の印刷製本費、議長車の車検一式に係る修繕料である。不用額22万723円は、議会報作成に係る経費について、令和3年度から調達方法を見直し、広報いとう及び農業委員会だよりと一括して見積り合わせを行うなど、経費節減に努めており、議会だよりの契約単価減による契約差金が主なものである。11節役務費14万7,846円は、電話やファクス、インターネット接続料の通信運搬費等である。12節委託料276万7,589円は、本会議や委員会の反訳委託料と会議録検索システムのデータ作成委託料で、会議時間の微増により、対前年度比8万1,086円の増となっている。

13節使用料及び賃借料124万3,923円は、会議録検索システムの使用料や議員用パソコンの機械器具借上料、視察時のバス等の借上料、議長会等出張時の有料道路通行料などが主なものである。議員用パソコンについては、令和4年9月にリース契約が期間満了となり、再リースを行っているため、賃借料は大幅に減額となっているが、性能面の問題等から今後の入替えについて検討が必要となっている。17節備品購入費3万9,280円は、図書購入費として、議会図書室用図書5冊を購入した。図書の内容については、議員の要望に応じて購入したレジャー白書、アニメツーリズム白書などの白書類や、議会運営や法令に関する書籍である。18節負担金補助及び交付金127万588円は、各種議長会の負担金、諏訪市議会との

姉妹都市交歓研修会負担金、議員団体定期保険料が主なものである。令和4年度はコロナ禍の影響も緩和され、遠方での議長会等が徐々に実施されるようになったことから、予算執行率は前年度の61.8%から77.2%に上昇している。26節公課費4万5,600円は、議長車の車検に伴う自動車重量税であり、車両の登録から13年以上を経過したことにより重課の対象となり、税額が従来の3万2,800円から4万5,600円に増額している。

以上が歳出決算の内訳で、令和4年度決算額は対前年度比55万9,614円、率にして0.3%減の1億9,887万6,973円で、予算額2億238万6,000円に対し、執行率は98.3%となっている。

次に、歳入について説明する。資料11ページをご覧ください。第21款諸収入第6項第3目雑入の4節雑入は、当初予算には計上していないが、令和3年度に掛けた全国市議会議員互助会団体定期保険の配当金と、同定期保険の期中死亡による未経過掛金の返金の合計3万3,921円を受け入れた。以上が、令和4年度議会費決算の概要である。

次に、(2) 記念撮影についてである。9月29日に議員任期を迎えるに当たり、今定例会閉会后、庁舎西側玄関のエントランスホールの階段において、記念撮影を行いたいと存ずる。上着、ネクタイの着用をお願い申し上げます。

次に、(3) 改選後の議会日程等についてである。資料14ページをご覧ください。

9月24日(日)に市議会議員選挙、翌25日(月)に当選証書付与式が行われるが、その当選証書付与式の後、全議員に対し初議会までの議会日程等を説明させていただき予定である。

9月30日(土)が新議員任期開始となり、10月2日(月)正午を会派結成届出期限として、午後からは代表者会議をお願いしたいと存ずる。2日(月)、3日(火)の両日に、主として初当選議員を対象として、議員行政研究会と銘打って、議員研修会を開催させていただく。2日(月)は、企画部長による市の組織機構の概要、総務部長による市の財政の概要に関する説明を、3日(火)は、議会事務局職員による議会に関する基本的事項などの説明及び市内施設見学を行う。6日(金)は、市議会全員打合会の開催をお願いする。従前、この全員打合会には、挨拶・自己紹介のために、市長をはじめ、当局の出席をお願いしていたが、平成27年度からは、全員打合会を申し合わせ事項について協議する会議として、挨拶・自己紹介は、初議会をお願いすることとしている。臨時会については、12日(木)に予定して、議会構成等をお願いしたいと存ずる。その場合、臨時会の招集告示は5日(木)となり、通常の議会日程であると、翌6日(金)に議会運営委員会となるが、12日(木)の臨時会までは、議会運営委員会が構成されないため、それに代わる代表者会議を10日(火)に予定させていただきたいと存ずる。

また、従前、改選後の初議会である臨時会において、市長所信表明を実施していたが、県内

他市議会の状況も踏まえ、市長所信表明はなじまないとの結論に至り、平成27年度からは、市長所信表明に替えて、挨拶・自己紹介をお願いしている。今回についても、同様の議事の流れをお願いしたいと存ずる。

最後に、(4) その他であるが、事務局からはない。以上である。

- 委員長（青木敬博君）まず、(1) 令和4年度議会費等決算の概要について、質疑・意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和4年度議会費等決算の概要については、説明のとおりご了承願う。

次に、(2) 記念撮影について、質疑・意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。記念撮影については説明のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 改選後の議会日程等について、質疑・意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。改選後の議会日程等については、説明のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、その他を終結する。

-
- 委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

-
- 閉会日時 令和5年8月21日（月）午前10時39分（会議時間39分）
-

以上の記録を認める。

令和5年8月21日

委員長 青 木 敬 博